

# 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 兼業等規程

制定 平成 18 年 4 月 1 日 18 規程第 13 号  
一部改正 平成 18 年 7 月 21 日 18 産技総総第 179 号  
一部改正 平成 29 年 3 月 16 日 28 産技総総第 728 号

## 目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条－第 4 条)
- 第 2 章 兼業及び兼職
  - 第 1 節 役員兼業 (第 5 条－第 12 条)
  - 第 2 節 一般兼業等 (第 13 条－第 19 条)
- 第 3 章 自営 (第 20 条－第 23 条)
- 第 4 章 副業 (第 24 条－第 25 条)
- 第 5 章 その他 (第 26 条－第 28 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

(趣旨)

**第 1 条** この規程は、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員就業規則（18 規程第 1 号。以下「職員就業規則」という。）第 50 条、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付職員就業規則（18 規程第 2 号。以下「任期付職員就業規則」という。）第 50 条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員就業規則（18 規程第 3

号。以下「ワイドキャリアスタッフ職員就業規則」という。) 第43条の規定に基づき、兼業、兼職、自営及び副業(以下「兼業等」という。)の許可の基準並びに手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター(以下「都産技研」という。)の「職員就業規則」で定める職員、「任期付職員就業規則」で定める任期付職員及び「ワイドキャリアスタッフ職員就業規則」で定めるワイドキャリアスタッフ(ただし、12日型職員及び時間型職員は除く。)をいう。
- 二 兼業 都産技研の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他都産技研の業務に関連して都産技研の業務以外の業務に報酬を得て従事することをいう。
- 三 兼職 勤務時間内に都産技研の成果普及、職務上得た知見の社会への還元その他都産技研の業務に関連して都産技研の業務以外の業務に報酬を得ずに従事することをいう。
- 四 役員兼業 職員が、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ねることをいう。
- 五 役員等 取締役、執行役、監査役、業務を執行する無限責任社員、理事、監事、支配人、顧問、評議員その他これらに準ずるもの(発起人及び清算人を含む。)をいう。
- 六 一般兼業 役員兼業以外の兼業をいう。
- 七 一般兼職 役員兼業以外の兼職をいう。

- 八 一般兼業等 一般兼業及び一般兼職をいう。
- 九 自営 職員が、自己の名義で商業、工業、金融業、不動産賃貸業等を経営することをいう。
- 十 副業 職員が、兼業、兼職及び自営を除く都産技研の業務以外の業務に従事することをいう。
- 十一 特別な利害関係 物品購入契約、共同研究契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可、検定等の権限行使の関係をいう。
- 十二 報酬 職員が兼業等の対価として受け取る賃金、給料、手当等とし、実費相当の交通費、資料代は含まれない。また、原稿料は同一の依頼に基づくもので、1年度において3回以上従事する場合をいう。

(許可権者等)

**第3条** 兼業等についての、推薦者及び許可権者は別表のとおりとする。

(兼業等審査委員会)

**第4条** 理事長は、兼業等の許可に関する所要事項を審査するため、兼業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

## 第2章 兼業及び兼職

### 第1節 役員兼業

(役員兼業の手続)

**第5条** 役員兼業の許可を得ようとする職員は、第3条の別表で定めた推薦者の推薦に基づき、別途定める役員兼業許可申請書に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、役員兼業の許可に関し、委員会に審査を行わせる。

(役員兼業の許可基準等)

**第6条** 許可権者は、前条の申請が、次の各号のいずれにも適合するものとして委員会が認めたときは、当該役員兼業を許可する。この場合において、第三号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合若しくは第四号における特別な利害関係の職に就いた期間がある場合であっても、これらが共同研究及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、役員兼業を行うことの必要性が認められたときは、当該役員兼業を許可する。

一 当該申請に係る役員兼業の従事先（以下この節において「役員兼業先」という。）の役員等としての職務に従事することが、都産技研の成果普及等に資するものであること。

二 役員兼業先の役員等としての職務に従事するために必要な知見を有すること。

三 職員の職と役員兼業先（役員兼業先が商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあつては、同項に規定する親会社を含む。以下この条において同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

四 前条の許可の申請前2年以内に、職員が役員兼業先との間に、特別な利害関係のある職に就いていた期間がないこと。

- 五 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
  - 六 都産技研の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
  - 七 その他別に定める基準に適合すること。
- 2 役員兼業の許可は、原則として2年を超えない期間とする。

(変更の届出等)

**第7条** 職員は、第5条により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 役員兼業先の名称
- 二 役員兼業先の事業内容
- 三 役員兼業先の親会社
- 四 兼ねようとする役員等の職務の内容
- 五 役員等の職務への予定従事時間

(役員兼業許可の取消)

**第8条** 理事長は、第6条により許可した役員兼業が、同条第1項に定める基準に合致しないこととなった場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。

- 2 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、役員兼業の許可を取り消すことができる。
- 一 虚偽の事実を記載して第5条の申請を行った場合
  - 二 前条の届出又は第10条の報告を怠った場合
  - 三 虚偽の事実を記載して前条の届出又は第10条の報告を行った場合

(役員兼業休職)

**第9条** 職員は、第6条第1項(第三号及び第五号を除く。)のいずれにも適合し、かつ、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、職員としての職務に従事することができない場合は、事前に理事長の許可を得て、休職して役員兼業に従事することができる。

2 職員が、役員兼業を行うために休職する場合の取扱いについては、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター人事規程(18規程第4号)第6章の定めるところによる。

(役員兼業に関する報告)

**第10条** 役員兼業に従事する職員は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間(以下「半期」という。)ごとに、役員兼業に係る事項について、当該半期終了後20日以内に別途定める役員兼業状況報告書により、理事長に報告しなければならない。

(役員兼業許可の概要の公表)

**第11条** 理事長は、半期ごとに、職員の役員兼業の状況について公表するものとする。

(役員兼業終了後の業務の制限)

**第12条** 理事長は、役員兼業を行った職員を、兼業終了の日から2年間、当該役員兼業を行っていた企業との間に、特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。ただし、当該職員が当該企業との間で共同研究を行う、又は

当該企業から研究を受託する場合において、委員会の審査の結果、当該共同研究又は受託研究を行うことの必要性が認められたときは、この限りでない。

## 第2節 一般兼業等

(一般兼業等の手続)

**第13条** 一般兼業及び一般兼職（以下「一般兼業等」という。）の許可を得ようとする職員は、第3条の別表で定めた推薦者の推薦に基づき、別途定める一般兼業又は一般兼職許可申請書に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、一般兼業等の許可に関し、必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

(一般兼業等の手続の特例)

**第14条** 職員が国の委員会その他公共性の高いものとして理事長が認める活動を一般兼業等として行おうとする場合、依頼元が営利を目的とする団体であっても事業の実施主体が国又は公共団体から受託して理事長が認める活動を一般兼業等として行おうとする場合は、前条の規定にかかわらず、別途定める一般兼業又は一般兼職許可申請書に必要書類を添えて理事長に申請することによって、当該一般兼業等に従事することができる。

(一般兼業等の許可基準等)

**第15条** 理事長は、第13条第1項の申請が次の各号のいずれにも適合するときは、当該一般兼業等を許可する。この場合において、第三号における特別な利害関係又はその発生の可能性がある場合であっても、これらが共同研究

及び受託研究に係る場合で、委員会の審査の結果、一般兼業等を行うことの必要性が認められたときは、当該一般兼業等を許可する。

- 一 当該申請に係る一般兼業等の従事先（以下この節において「一般兼業先」という。）の職務に従事することが、都産技研の成果普及等に資するものであること。
- 二 一般兼業先の職務に従事するために必要な知見を有すること。
- 三 申請する職員の職と一般兼業先（一般兼業先が商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
- 四 職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
- 五 都産技研の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- 六 その他別に定める基準に適合すること。

2 一般兼業等の許可は、原則として3年を超えない期間とする。

（変更の届出）

**第16条** 職員は、第13条第1項により申請した内容又は第14条により申請した内容のうち、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 一般兼業先の名称
- 二 一般兼業先での職名又は職務内容
- 三 一般兼業先の事業内容

（一般兼業等許可の取消）

**第17条** 理事長は、第15条により許可した一般兼業等が、同条第1項に定める基準に合致しないこととなった場合は、一般兼業等の許可を取り消すことができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

一 虚偽の事実を記載して第13条第1項の申請又は第14条の申請を行った場合

二 前条の届出を怠った場合

三 虚偽の事実を記載して前条の届出を行った場合

(一般兼業等の報告)

**第18条** 一般兼業等に従事する職員は、一般兼業等が終了した後速やかに別途定める一般兼業又は一般兼職実績報告書により、理事長に報告しなければならない。

(台帳の整備)

**第19条** 理事長は、職員の一般兼業等に関する台帳を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。但し、一般兼業又は一般兼職報告書をもって替えることができる。

一 許可年月日

二 氏名

三 所属

四 一般兼業先及びその職名

五 兼業又は兼職の予定期間

六 予定される兼業又は兼職の従事時間及び兼業報酬

**第3章 自営**

(自営の手続)

**第20条** 自営の許可を得ようとする職員は、第3条の別表で定めた推薦者の推薦に基づき、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営にあつては別途定める自営許可申請書（不動産等賃貸関係）、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営にあつては別途定める自営許可申請書（不動産等賃貸以外の事業関係）に必要書類を添えて、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、自営の許可に関し、必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

(自営の許可基準等)

**第21条** 理事長は、前条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

一 職員の職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

二 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること

三 都産技研の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

2 理事長は、前条の申請のうち、不動産又は駐車場の賃貸以外の事業に係る自営の申請が、次の各号に掲げる基準を満たしている場合は、当該自営を許可する。

- 一 職員の職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと
  - 二 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としていること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること
  - 三 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること
  - 四 都産技研の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと
- 3 自営の許可は、原則として3年を超えない期間とする。

(変更の届出)

**第22条** 自営の許可を受けた職員が配置転換等により職に異動を生じた場合又は許可に係る自営の内容に変更があった場合は、当該職の異動又は自営の内容の変更後1箇月以内に改めて許可を受けなければならない。ただし、配置転換等が生じた場合であっても、理事長が配置転換等後の職と許可に係る自営との間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときは除く。

(自営許可の取消)

**第23条** 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消すことができる。

- 一 虚偽の事実を記載して第20条第1項の申請を行った場合
- 二 前条の許可の申請を怠った場合
- 三 虚偽の事実を記載して前条の許可の申請を行った場合

## 第4章 副業

(副業の取扱い)

**第24条** 職員は、次の各号に掲げる場合を除き、副業をしてはならない。

一 職員が、次のいずれにも適合するものとして、第3条の別表で定めた推薦者の推薦に基づき、事前に理事長へ届け出たとき

イ 当該届出に係る副業の対象事業が、営利を目的としないもの又はこれに準じるものであること

ロ 職員の職と当該届出に係る副業の従事先（当該従事先が商法第211条ノ2第1項に規定する子会社である場合にあつては、同項に規定する親会社を含む。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

ハ 職員としての職務の遂行に支障がないこと

ニ 都産技研の業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと

二 職員が公職に就任する場合において、事前に理事長へ届け出たとき

2 前項の規定にかかわらず、職員は、同項第一号の副業の報酬を得ずに行う場合は、届出をせずに行うことができる。

3 理事長は、副業の届出に関し、必要に応じて委員会に審査を行わせることができる。

(変更の届出)

**第25条** 副業の許可を受けた職員が配置転換等により職に異動を生じた場合又は許可に係る副業の内容に変更があつた場合は、当該職の異動又は副業の内容の変更後1箇月以内に改めて許可を受けなければならない。ただし、配置転換等が生じた場合であっても、理事長が配置転換等後の職と許可に係る副業と

の間においても特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認めるときは除く。

- 2 許可期間中に申請した内容に変更が生じた場合は速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

## 第5章 その他

(相談及び事務)

**第26条** 職員の兼業等の許可、届出、報告及び従事等に関する相談又は事務は、総務部総務課において対応するものとする。

(サービスの取扱い)

**第27条** 報酬を得て行う役員兼業又は一般兼業に従事する職員は、職員就業規則第3章3節、任期付職員就業規則第3章3節及びワイドキャリアスタッフ職員就業規則第3章3節の規定に基づき、「年次有給休暇」又は「職務専念義務の免除」の取得しなければならない。

- 2 職員が前項における職務専念義務の免除を取得した時間については、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター職員給与規程(18規程第5号。以下「職員給与規程」という。)第56条、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター任期付給与規程(18規程第6号。以下「任期付職員給与規程」という。)第52条及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターワイドキャリアスタッフ職員給与規程(18規程第7号。以下「ワイドキャリアスタッフ職員給与規程」という。)第34条の規定により給与を減額する。

- 3 職務専念義務の免除を取得し、報酬を得て行う役員兼業又は一般兼業に従事する職員は、兼業に従事した都度、所内グループウェア内総務システムにより従事した時間を申請しなければならない。
- 4 報酬を得ないで行う役員兼業又は一般兼職に従事する職員は、職務専念義務の免除として、所内グループウェア内総務システムより従事した時間を申請しなければならない。

(雑則)

**第 28 条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行日前に承認された兼職、兼業許可は、この規程による申出又は承認を行ったものとみなす。

(施行期日)

- 3 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規程の施行日前に承認された兼職、兼業許可は、この規程による申出又は承認を行ったものとみなす。

別表（第3条関係）

申請者	推薦者	許可権者
理事長	理事長	理事長
理事	理事長	理事長
部長	理事・理事長※	総務部長
課長	所属を管理する部長	総務課長
一般職員	所属を管理する課長	総務課長

※組織表上、理事長直下に属されている部長の推薦者は理事長とする。